

## 令和8年度青森市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内に住所を有する者が行う住宅用自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入に関する事業に要する経費について、当該年度の子算の範囲内において、令和8年度青森市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金を交付することにより、再生可能エネルギーの導入促進を図り、もって本市における家庭部門からの温室効果ガス排出量の削減に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 国交付要綱

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和7年10月14日環地域事発第2510141号）をいう。

(2) 国実施要領

国交付要綱第3条に掲げる事業に関して必要な細目等を定めた地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年10月14日環地域事発第2510141号）をいう。

(3) 太陽光発電設備

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付随する設備をいう。

(4) 蓄電池

充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）をいう。

(5) 住宅

自己の居住の用に供する戸建ての家屋（借家等を除く。）をいう。

### (補助対象経費、補助金の額等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、自家消費型太陽光発電設備又は蓄電池（以下「補助対象設備」という。）の設置を行う事業であって、同表に定める補助対象要件の全てを満たすものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

3 補助金の交付は、自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池について、それぞれ1基までとする。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助金の交付の申請時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、青森市の住民基本台帳に記録されており、かつ、居住していること。

(2) 補助金の交付の申請日までに納期限が到来した市税に未納の額がないこと。

(3) 本人及び本人と同一世帯に属する者（以下「本人等」という。）が、この補助金の交付の決定を受けていないこと。

(4) 本人等が、この補助金の交付の申請に係る補助対象設備について、この補助金以

外に、国の補助金又は他の地方公共団体、団体及び企業等が実施する国費が充当されている補助金等の交付を受けていない又は交付を受ける予定がないこと。

- (5) 本人等が、青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の目的に照らして適当でないと市長が認めた者でないこと。

#### （補助金の交付の申請）

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、令和8年1月28日までに、令和8年度青森市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費交付申請書に、別表に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 2 前項に規定する申請書類の提出は、電子申請によるものとする。

#### （補助金の交付の決定）

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の場合において補助金の交付を決定したときは、令和8年度青森市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付決定通知書により、当該補助申請者に通知するものとする。
  - 3 市長は、第1項に規定する審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、令和8年度青森市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金不交付決定通知書により、当該補助申請者に通知するものとする。

#### （補助事業の着手）

- 第7条 補助対象者は、前条第2項の規定による通知の日以後でなければ、補助事業に係る契約の締結又は工事の着工をすることができない。
- 2 前条第2項の規定による通知前において、早期に事業着手しなければならないやむを得ない理由がある場合は、あらかじめ令和8年度青森市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金事前着手届を市長に提出しなければならない。

#### （申請の取下げの期日）

- 第8条 青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する市長が定める期日は、補助金の交付の決定を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

#### （事業内容の変更及び廃止）

- 第9条 補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに令和8年度青森市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金に係る事業変更承認申請書を市長に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 補助事業者が、補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに令和8年度青森市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金に係る事業中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を得なければならない。
  - 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を令和

8年度青森市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金変更承認（不承認）通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を令和8年度青森市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金事業中止承認（不承認）通知書により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は令和9年1月29日のいずれか早い期日に令和8年度青森市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金完了実績報告書に、別表に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する報告書等の提出を受けたときは、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度青森市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付額確定通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 補助事業を完了した補助事業者は、令和8年度青森市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金請求書により市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消等）

第13条 市長は、補助対象者が次に掲げる要件に該当したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第4条第2項に該当したとき。
- (3) 国交付要綱、国実施要領及びこの要綱に違反したとき。

- 2 市長は、前項の取消を行った場合において、既に当該取消に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金又は加算金を徴するものとする。

（代理申請者）

第14条 補助申請者及び補助事業者は、第5条及び第9条の規定による申請並びに第10条の規定による実績報告書の提出について、補助対象設備を販売・施工する者（以下「代理申請者」という。）に対してこれらの手続の代行を依頼することができる。

- 2 補助対象者は、代理申請者に手続の代行を依頼する場合は、令和8年度青森市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金委任状を市長に提出しなければならない。
- 3 代理申請者は、前項の規定により依頼された手続を、誠意をもって実施するものとし、手続の代行を通じて知り得た補助申請者及び補助事業者に関する情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めに従って取り扱うものとする。

- 4 市長は、代理申請者が偽りその他不正の手段より第1項の手続を行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該代理申請者の名称及び不正の内容を公表し、手続の代行を認めないこととする。

(補助金の交付の条件)

第15条 規則第5条の規定による条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 補助対象設備を善良なる管理者の注意をもって管理し、当該補助対象設備を設置した住宅において使用すること。
- (2) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和9年4月1日から5年間（規則第18条に規定する財産がある場合には、第16条第1項に規定する期間）を保管しておくこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳その他関係書類を第16条第1項に規定する期間整備保管すること。

(財産の処分の制限等)

第16条 規則第18条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とし、同条第3号の規定により処分の制限を受けるものは、補助対象設備とする。

- 2 補助事業者は、補助事業により取得した財産（以下「財産」という。）を耐用年数の期間内に処分する場合、あらかじめ令和8年度青森市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金財産処分承認申請書により市長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の規定により承認を受けた場合において、財産の処分による収入があった場合には、当該補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(利用状況の報告)

第17条 補助対象者は、太陽光発電設備の利用状況（発電電力量、自家消費率及び売電量）について、12か月分を市長に令和8年度青森市住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費太陽光発電自家消費率報告書で提出しなければならない。

(暴力団排除等に関する誓約及び同意)

第18条 補助対象者は、別紙「暴力団排除等に関する誓約及び同意事項」について補助金の交付の申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとす。

(協力の要請)

第19条 市長は、補助事業者に対して、補助対象設備の使用等に関する調査等への協力を求めることができる。

(様式)

第20条 この要綱に規定する書類の様式は、別に定める。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、規則に定めるところによる。

2 前項に規定するもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和8年6月1日から実施する。

暴力団排除等に関する誓約及び同意事項

補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記の内容について誓約及び同意いたします。この誓約及び同意が虚偽であり、又はこの誓約及び同意に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。））、又は組合等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。））が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））ではありません。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していません。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいる中小企業者、風営法第3条第1項の風俗営業の許可を受けているもののうち、公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのあるものに該当しません。
- (6) 住民税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納はありません。
- (7) 本補助金の申請内容全てに虚偽はありません。また、過去に補助金等の不正使用等事案がありません。
- (8) 同一内容で国・県・市町村等から助成を受けていません。
- (9) 補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金の受給者立ち合いのもと事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降を含む）や補助金の受給者に対し現地調査等を実施することに同意します。
- (10) 指導・助言を行う専門家等に対し、ヒアリングや現地調査を行うことがあることに同意します。

別表（第3条・第5条・第10条関係）

1 補助対象設備（自家消費型太陽光発電設備）

補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新品であること。</li> <li>(2) 商用化され、導入実績があるものであること。</li> <li>(3) 市内に本店又は支店を有する店舗又は事業所において購入するもの（インターネット販売で購入するものを除く。以下同じ。）であること。</li> <li>(4) 令和9年1月29日までに設置及び代金の支払いを完了すること。</li> <li>(5) 市内の自らが所有し居住する又は自らが所有し居住しようとする住宅の屋根に設置する太陽光発電設備であること（P P A・リースにより導入されるものを除く。）。</li> <li>(6) 国実施要領別紙2の2ア（ア）の表に掲げる交付要件を満たすこと。</li> <li>(7) 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。</li> <li>(8) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</li> </ul>
補助対象経費	自家消費型太陽光発電設備の導入に要する経費のうち国実施要領別表第1に掲げる費目
補助金の額	<p>補助対象出力（太陽光電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方の値（kW表示における小数点以下の端数は切り捨て）をいう。）に1kW当たり5万円を乗じて得た額と25万円のいずれか低い額以内の額（補助対象経費の額が、補助対象出力に1kW当たり5万円を乗じて得た額に満たない場合は、補助対象経費の実支出額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額））</p>
交付申請書の添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付申請書別紙（事業計画）</li> <li>(2) 設備容量等が分かる書類（仕様書）</li> <li>(3) 設置費用の根拠となる書類（見積書）</li> <li>(4) 発電量及び自家消費量に係る根拠書類（シミュレーション等）</li> </ul>
実績報告書の添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施工前後の写真</li> <li>(2) 補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類</li> <li>(3) 工事費用の支払いを確認できる書類</li> <li>(4) 財産管理台帳</li> </ul>

## 2 補助対象設備（蓄電池）

補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新品であること。</li> <li>(2) 商用化され、導入実績があるものであること。</li> <li>(3) 市内に本店又は支店を有する店舗又は事業所において購入するものであること。</li> <li>(4) 令和9年1月29日までに設置及び代金の支払いを完了すること。</li> <li>(5) 市内の自らが所有し居住する又は自らが所有し居住しようとする住宅の屋根に新たに設置する太陽光発電設備の付帯設備として設置する蓄電池であること（P P A・リースにより導入されるものを除く。）。</li> <li>(6) 国実施要領別紙2の2ア（イ）の表に掲げる交付要件（複数者からの見積の取得又は販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認等を行った者にあつては、dに掲げる交付要件を除く。）を満たすこと。</li> <li>(7) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。</li> </ul>
補助対象経費	<p>自家消費型太陽光発電設備の付帯設備であつて、住宅に設置される蓄電池（20kWh未満）の導入に要する経費のうち国実施要領別表第1に掲げる費目</p>
補助金の額	<p>35万円又は補助対象経費の実支出額の3分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）のいずれか低い額以内の額とする。ただし、補助対象経費の単価が1kWhあたり14.1万円を超える場合は、蓄電容量（単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量（kWh表示における小数第2位以下は切り捨て）をいう。）に14.1万円/kWhを乗じた額の3分の1を上限とする。</p>
交付申請書の添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付申請書・別紙</li> <li>(2) 設備容量等が分かる書類（仕様書）</li> <li>(3) 設置費用の根拠となる書類（見積書）</li> </ul>
実績報告書の添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施工前後の写真</li> <li>(2) 補助対象設備に係る契約行為を行ったことが分かる書類</li> <li>(3) 工事費用の支払いを確認できる書類</li> <li>(4) 財産管理台帳</li> </ul>